

## 関係人口 1,000 万人協働促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和 37 年富山県規則第 10 号）第 21 条の規定に基づき、関係人口 1,000 万人協働促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付)

第 2 条 知事は、富山県の「関係人口 1,000 万人」の達成に寄与する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助対象事業等)

第 3 条 この補助金の補助対象事業、補助対象団体、補助率、補助限度額及び補助対象経費は別に募集要領で定める。

### (補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第 1 号）により、知事が定める期間内に行わなければならない。

2 前項の申請書に、添付する書類は、別に募集要領で定める。

### (検討会の設置)

第 5 条 前条の申請書の内容を協議するため、関係人口 1,000 万人協働促進事業補助金検討会（以下「検討会」という。）を置くものとする。

### (補助金の交付決定)

第 6 条 知事は、検討会の協議結果を尊重して、補助金の交付決定を行うものとする。

### (補助金の交付条件)

第 7 条 補助金の交付には、次のとおり条件を付する。

- (1) 補助対象事業の内容に大きな変更がある場合又は事業に要する経費総額が申請時点において 100 万円を超えており、20 パーセント以上変更する場合においては、変更交付申請書（様式第 2 号）により知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、変更交付申請書（様式第 2 号）により知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存する。

### (補助金の支払)

第 8 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、補助金の概算払をすることができるものとする。

2 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、概算払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、上期の申請にあつては補助対象事業完了後14日以内又は12月28日のいずれか早い日までに、下期の申請にあつては補助対象事業完了後14日以内又は3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に、知事が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。なお、事業の特性等の理由で上記期限に間に合わない場合はその旨県へ連絡を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、提出書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等、その補助対象事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。